

館林市立学校適正規模・適正配置北地区検討委員会傍聴等に関する規程~~（案）~~

（趣旨）

第1条 この規程は、館林市立学校適正規模・適正配置北地区検討委員会規則（令和8年館林市教委規則第7号）第10条の規定に基づき、館林市立学校適正規模・適正配置北地区検討委員会（以下「検討委員会」という。）の傍聴等に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（会議の傍聴）

第3条 会議は傍聴することができる。ただし、傍聴席の定員は15人とする。

2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号のほか、傍聴を不適當と認める者

4 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 私語、談笑、又は拍手等をしないこと。
- (4) 委員の言論に対し批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (5) 会議の模様を録音し、又はビデオ等で撮影しないこと。ただし、写真撮影は、

委員長の許可を得た場合に行うことができるものとする。

(6) 前各号に掲げるもののほか、全て係員の指示に従うこと。

5 傍聴人は、委員長が傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(議事録の作成及び公表)

第4条 委員長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りでない。

2 議事録には、次の事項を記載するものとする。

(1) 会議の開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事の概要

(4) その他委員長が必要と認める事項

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年6月10日から施行する。

(この規定の失効)

2 この規定は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。